

# 市有施設における内壁仕上塗材の点検結果及び取扱いについて

## 1 令和2年度市有施設における内壁仕上塗材の点検結果

### (1) 点検の目的

市有施設での維持管理に係る点検ルール等を定めていない内壁仕上塗材について、劣化に伴うアスベストの飛散状況の確認を行い、取扱いを決定する。

### (2) 点検の概要

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しゅん工(直近内壁改修)から50年以上経過している施設</li> <li>・ 内壁に吹付け工法及び工法が不明な仕上塗材が使用されている施設</li> </ul>
点検実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者(所管課)</li> <li>[一般会計施設は環境都市推進部からの予算委託(配分)により実施]</li> </ul>
点検内容 (業務委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定性分析(仕上塗材のアスベスト含有状況の確認)</li> <li>・ 劣化度判断※1(仕上塗材の損傷、劣化状況の確認)</li> <li>・ 室内環境測定(損傷、劣化している仕上塗材周辺でのアスベスト飛散状況の確認)</li> </ul>

※1 建築物石綿含有建材調査者等の専門家に委託

### (3) 点検結果

点検内容	対象	実施結果
定性分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(2) 点検の概要」の対象施設と同じ</li> <li>⇒ <b>22施設・41棟</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベスト含有 <b>4施設・4棟</b></li> <li>・ アスベスト非含有 18施設・37棟</li> </ul>
劣化度判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「アスベスト含有」となった施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しい損傷、劣化 <b>0施設・0棟</b></li> <li>・ 通常、一部劣化 4施設・4棟</li> </ul>
大気測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「著しい損傷、劣化」となった施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当施設なし <b>0施設・0棟</b></li> </ul>



全ての点検実施施設で、アスベストの飛散がないことを確認した。

## 2 内壁仕上塗材の取扱い

「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」に基づく点検の対象外とする。

### 【考え方】

しゅん工等時期や仕上塗材の工法を問わず、全ての内壁仕上塗材を点検の対象外とする。

### 【理由】

- ・ 点検対象施設よりも新しい施設は、経年による劣化が少なく、より安全であると考えられる。
- ・ 仕上塗材の施工方法による耐久性等品質の規格※2の違いはないことから、吹付け工法及び工法が不明な仕上塗材で飛散がないことを確認できれば、その他の工法で施工された仕上塗材においても安全であると考えられる。

※2 JIS A 6909「建築用仕上塗材」